

議案第42号

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長、水道事業管理者、 <u>教育長</u> 、常勤の監査委員及び特別職の秘書（以下「市長等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定に基づき、市長、副市長、水道事業管理者、常勤の監査委員及び特別職の秘書（以下「市長等」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。
(給料) 第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) <u>教育長 月額 814,000円</u> (5) [略] (6) [略]	(給料) 第3条 市長等の給料は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) [略] (5) [略]
(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の147.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の162</u>	(期末手当) 第6条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗

<p>5 を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>教育長 給料月額に100分の25を乗じて得た額に勤続月数を乗じた額</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(退職手当)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職するものとされる同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長の給与については、この条例による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の規定は、適用しない。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。